

令和6年度 南風原中学校 部活動全体計画

1 部活動の目標（ねらい）

『協力、友愛、忍耐、創造の精神』

- (1) 健全な興味・特技を育て、余暇を有意義に活用できる知識、技能、態度、習慣を身につけさせる。
- (2) 同好者の集団の中で、リーダーシップ、フォローシップ、奉仕と協調の精神を養う。
- (3) 自主的・自発的な活動を促進し、自分たちの力で集団生活をより一層楽しいものにしていく態度や実践力を養う。
- (4) 共通の興味・関心を基盤とした集団活動を行う中で友情を深め、社会性を養いつつ、顧問教師と生徒、上級生と下級生の豊かな人間関係を育てる。
- (5) 体力の向上、精神、情操の陶冶と勤労を尊ぶ態度を育てる。
- (6) 部活動は生徒の人格形成の面からも重視されなければならない。

2 基本方針

- (1) 部活動は将来、社会体育へ移行される間、教育活動の一環であるという考えのもとで指導する。
- (2) 部員、保護者、顧問教師、部活動指導員、外部指導者の連携を密にし、共通理解のもとで協力体制を確立しながら指導していく。
- (3) 顧問教師と生徒、上級生と下級生が相互の信頼と愛情、協力を結ばれた状態を保ちながら指導していく。
- (4) 部活動を通し、スポーツの精神を養いつつ、いかなる場所においても恥じない生活態度、エチケット、マナー、時間のけじめ等が身につくよう指導する。(時を守り、場を清め、礼を正す)
- (5) 家庭生活、学校生活においては、自主的・自発的に計画を立て実践活動に参加して、他の生徒の模範となるよう指導する。
- (6) 顧問教師と生徒と一緒に活動場所の安全点検を行い、生徒の安全意識を高める。

3 部活動規定

(1) 活動に関する事項

- ① 各部の活動は、顧問教師がつき、活動場所、活動目的のある同好者が活動にふさわしい人数が集まり、継続的に活動することができると職員会議で認められた場合、校長の許可を得て活動することができる。
※ 今現在の職員数を考えるとこれ以上の発足は難しいので、現在の活動数で行う。
- ② 各部の活動は顧問・副顧問または部活動指導員、もしくは外部指導者がつくことを原則とする。平日は、顧問の指示のもとに活動することも可能とする。外部指導者のみの活動時には顧問・副顧問としっかり連絡を密にして行うこと。その際の活動は学校内に限る。
休日は、顧問・副顧問または部活動指導員がつくことを原則とする。外部指導者のみの活動時には顧問・副顧問としっかり連絡を密にして行うこと。その際の活動は学校内に限る。
- ③ 職員会議、校内研修等がある際は、原則安全管理のため各活動場所に職員をそれぞれ1人配置することとする。
- ④ 各部の活動時間は、**平日2時間、休日は3時間程度**とする。(厳守)
- ⑤ 部活動の活動時間は帰りの会終了後から開始し、部活動終了時刻は18:00、完全下校時刻は18:15とする。完全下校時刻までに片付け、ミーティングを終え、校門を出ることとする。
- ⑥ 土曜日・日曜日・祝日・長期休業時の活動は、8:00～17:00までの時間内で行うことを原則とし、完全下校は17:30とする。
- ⑦ 各部の活動は、原則として週2日の休みを入れることとする。平日は**水曜日(ノー部活動デー)** 休日は土曜日か日曜日のいずれか1日を休みとする。ただし、土日が大会等の場合は、平日に振り替えて休みを入れることとする。
※ 毎月第3日曜日は「家庭の日」として沖縄県・島尻地区中体連より位置づけられており、全部活動停止にするものとする。
- ⑧ 試験5日前から試験終了時までの活動は原則として禁止する。
- ⑨ 早朝練習は原則として禁止とする。(但し、駅伝の取り組みに関してはその限りではない。)
- ⑩ 試験期間練習(以下、特別練習とする)を行う際には、目的を保護者に周知し、保護者の承諾を得て、

「特別練習承諾書」を提出した部員のみ活動を許可することができる。また「部活動特別練習許可願い」を作成し、校長の許可を得た上で活動することができる。

1) 試験期間練習は、1時間以内の活動とする。

2) 特別練習を行う際は、必ず顧問・副顧問または部活動指導員がつくこととする。

※ 以上の事項が厳守できない場合は、特別練習を認めることができない。途中で停止することもあり得る。

(2) 一般的な注意事項

各部の生徒が常に南風原中学校の代表であることを忘れずに、言葉遣いや行動、服装などに気をつけ行動できるように指導を行っていく。また、部活動は教育的な活動であることから、休日の活動や校外での活動でも基本的に校則に準じて活動を行う。

① 1 学校行事（代表）、2 生徒会活動、3 学年、4 学級活動、を優先順位とする。

② 土日、祝祭日、長期休業時の活動は、学校指定のジャージ・体育着もしくは、スポーツ用ジャージ、部活動着（ユニフォーム等）で行うこととする。（私服、スリッパ履きの登下校は禁止）

③ 土日・祝祭日は、弁当持参や買い食い飲み等は禁止する。（年間通して登下校時も禁止）

※ 大会期間中、顧問の指示があれば弁当持参を認める。

④ いかなる場合でも、自転車による登下校は禁止とする。

⑤ 携帯電話、ゲーム機、マンガ、お菓子等、活動に必要な物以外の所持又は持ち込みを禁止する。

⑥ 雨天の際のグラウンドの使用は原則として禁止する。もし、使用して運動場が荒れた場合の復元は、使用した部で行う。

⑦ 体育館等の戸締りは、最後に使用した部活が責任を持って行う。

⑧ 教室を使用する場合は、必ず担任の許可を得て使用する。

⑨ 合宿は禁止する。ただし、保護者会が主催して行うことに関してはその限りではないが、学校長の許可を得て行うこととする。

(3) 対外試合に関する事項

① 練習試合について

1) 練習試合は部顧問・副顧問または部活動指導員が必ずつくこと。外部指導者のみの活動時には顧問・副顧問としっかり連絡を密にして行うこと。その際の活動は学校内に限る。

2) 平日の練習試合は、原則禁止とする。但し、校長の許可を得て部顧問または副顧問、部活動指導員がつけばその限りではない。

3) 原則、各種大会期間中に練習試合を行わない。

② 大会（地区夏季大会、地区新人大会、県大会等）について

1) 大会参加に関する費用は、教育予算等の割り当て金でまかなうものとする。

(4) 活動場所の保清管理

① 体育館を使用した後は必ずモップをかけ、チリ、ゴミ等を片付けること。

湿布、テーピング、タオル等を放置しないように部活動終了後は必ず保清点検を行うこと。

② 運動場を使用した後はペットボトル、ビニール袋、シューズ、靴下等が放置されていた場合は、部活動終了後、必ず清掃活動を行うこと。

③ 各部に割り当てられた清掃分担区域に従い、常に分担区の保清に努めること。汚れている場合は清掃活動を優先して行う。

(5) 部室及び部室カギの管理について

① 部室は、部活動に必要な道具・備品の保管場所および。部員の着替え場所として使用すること。休養及びミーティングの場としての使用は認めない。（部員以外入室は禁止する。）

② 部室及び部室カギの管理は各部顧問で行うこと。部活動時間以外は必ず職員室の部室カギ掛けにカギを掛けてある状態にしておくこと。また、部室は確実に施錠することとする。

③ 授業時間、休み時間、休憩時間（部活動の活動時間以外）は原則として部室を開けること（教科書や靴などを取りに行きたいといった場合も含む）は禁止する。ただし、顧問または副顧問の了解を得て開ける場合はその限りではない。

- ④ 月1回部室の清掃を行い、常に清潔な状態にすること。毎月1日に副顧問で部室点検を行う。
- ⑤ 以上のことが守れない場合、部室の使用を禁止することもあり得る。

(6) 年末年始・学校閉庁期間の部活動について

- ① 原則12月29日～1月3日は活動停止（6日間）とする。
 - ※ 12月29日～30日に関しては、保護者・学校長の許可を得て活動することができる。
 - ※ 12月31日～1月3日は、完全停止とする。（町教育委員会より）
- ② 8月第2週目は、学校閉庁期間なので、原則部活動停止とする。ただし、この期間に大会等がある場合、校長の許可を得て練習・大会に参加することができる。

(7) 規定違反について

- ① 部活動規定に違反した部は、活動を停止する。
 - ※ 対応については関係する部活動の顧問及び部活動主任裁量とする。特にひどい場合には部顧問会においてその都度検討する。
- ② 大会出場に関して、地区中体連の規定に違反した場合その大会の参加を認めない。

(8) 部活動運営の原則として

- ① 平日は全職員で部活動指導にあたる。
- ② 顧問・副顧問の協力で部活動運営にあたる。
- ③ 地区駅伝大会では体育科を中心に全職員体制で指導・補助を行う。
- ④ 部活動を円滑に運営するために、部活動主任をおく。
- ⑤ 部活動を活発なものとするために部長会を組織し、適宜キャプテン会を開催する。
- ⑥ 部顧問会を定期的に行う。

(9) 入退部及び除籍について

- ① 入部は、保護者が入部届けを直接部顧問に提出し、入部の許可を得る。
- ② 退部は、保護者の承諾を得て所定の用紙を記入し、部顧問に提出して許可を得る。
- ③ 部顧問の指導に従わない場合には、除籍の処分を受けることもあり得る。

(10) 部活動中のケガについて

- ① 部活動中に発生したケガについては『独立行政法人日本スポーツ振興センター』の規定内で対応する。
- ② 救急車の要請の時には必ずその旨を保護者に連絡する。
- ③ 事故発生時（緊急時）の対応は下記の手順で行う。
 - ア．発見者（応急処置） → イ．校長・教頭・養護教諭に連絡（救急車要請） → ウ．担任・顧問へ連絡（保護者へ連絡）

(11) 学校車の使用について

- ① 部活で学校車を使用する場合は、職員室前方の学校車使用用紙に記入し、期日・目的・使用者名（顧問名）を記入すること。
- ② 学校車の中にある使用記録簿（日時・部活名・氏名・目的・使用前後の距離）を記入すること。
- ③ 燃料は、学校車の中に備え付けてあるカードを使用して学校指定給油所で補給を行う。
 - ※ 学校指定給油所：大名サービスステーション（南風原町大名180）
- ④ 大会等で使用する場合は、顧問間で話し合い決定する。

4 補則

(1) 入部手続きについて

入部手続きは原則として、全学年ともに保護者が行うものとする。4月の部活動総会にて、保護者より入部届を提出してもらう。顧問が入部許可書に捺印した時点で入部を認めたものとする。当日、保護者が来校できない場合は後日来校してもらい、入部手続きを行ってもらう。入部手続きが済むまでは、仮入部として扱うものとする。

《 部活動育成会の流れ 》

- ① 体育館にて部活動育成会・・・・・・各部顧問・副顧問・部活動指導員・外部指導者の紹介等
- ② 各部に割り当てられた教室へ移動・・各部活に分かれる
- ③ 各部顧問、副顧問で部活開き
- ④ 入部手続き・・・・・・各部にて入部届を受け取る。

(2) 部活動費について

- ① 部活動における活動費（保護者会費）の徴収については、各部の保護者会に任せる。
- ② 保護者会費は各部の保護者会の責任で管理・運用する。
※ 個人登録料ならびに個人の大会参加費に関しては各部の保護者会費で対応すること。
- ③ 中体連主催、共催の大会に限り、町から補助金の支給がある(14 日前までに申請すること)
- ④ 県内離島開催・九州大会・全国大会は、補助金の支給がある(14 日前までに申請すること)
○「中体連主催」町教育委員会・PTA事務へ申請する。
○「協会主催」町生涯学習文化課（南風原町中央公民館内 1F）・PTA事務へ申請する。

(3) 各部の保護者、部活動指導員、外部指導者との連携

- ① 原則として各部の保護者会（会長、副会長）を組織する。
- ② 必要に応じて、各部の保護者会長、部活動指導員、外部指導者と代表者会議をもつ。
- ③ 原則として生徒の送迎においては、保護者が責任をもつ。

5 部活動外部指導者規則

(目的)

第1条 この規則は、部活動教職員外指導者(以下外部指導者という)に関し必要事項を定めることを目的とする。

(設置)

- 第2条 ① 本校においては、部顧問が生徒の指導やより専門的な技術指導のために必要としている場合に外部指導者（成人している者に限る）を置くことができる。
- ② 外部指導者は、部顧問・副顧問が部顧問会に推薦し部顧問会で話し合い、その意見を参考にして校長が決定する。
- ③ 外部指導者はボランティアとする。

(身分保障)

第3条 ① 外部指導者が部活動に関して、本人の事故等が発生した場合の責任については、本人が負うものとする。ただし、事故等の保障に関しては、南風原町教育委員会の加入する保険の範囲内で対応する。

(職務)

第4条 外部指導者は、部顧問・副顧問の指導の基本方針のもと、あくまでも補助的な役割を果たすものであり、技術指導、生活指導、学習相談にあたるものとする。

(任期)

- 第5条 ① 外部指導者の任期は1年とし、委嘱された日から始まり翌年の3月末日までとする。ただし、学校で指導者を確保できると校長が判断した場合には、任期途中でも解嘱できるものとする。
- ② 外部指導者は再任することができる。再任にあたっては、関係部顧問・副顧問及び部顧問会の意見を聞いて校長が決定する。
- ③ 学校は、第6条各項に違反し、又は特別な事情があると認められるときには、任期途中であっても外部指導者を解嘱することができる。

(服務)

- 第6条 ① 外部指導者は、部顧問・副顧問と密接に連絡し相互協力しなければならない。
- ② 外部指導者は、独断で部活指導を行ってはならない。
- ③ 外部指導者は、その職務を遂行するにあたっては法令、条例、教育委員会規則、中体連規則南風原中学校部活動規定、並びに部顧問会の取り決め等に従わなければならない。
- ④ 外部指導者は、競技大会等において審判及び本部役員の指導に対し真摯な態度で対応し、礼を失

しないようにしなければならない。

⑤ 外部指導者は、その職の信用を傷つけ、又はその職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

⑥ 外部指導者は、単独で部活動指導する場合には顧問との連絡協議のもと、計画的に活動を行わなければならない。（校内）

※ 外部指導者は、暴言・体罰・セクハラ等が発覚した場合、部活動指導・大会ベンチ入り・各種大会引率等ができない。外部指導者として3年間指導することができない。（日本中体連より県中体連へ通知）

（報酬）

第7条 外部指導者への報酬については、学校予算等で対応できないため南風原町教育委員会が予算処置するまで支給しない。

（委任）

第8条 この規則に定めるものの他、外部指導者に関し必要な事項は部顧問会の意見を聞いて校長が別に定める。

6 部活動指導員規則

本校においては、以下の「南風原町立中学校部活動指導員配置規則」に則り、部活動指導員を置くことができる。

なお部活動指導員の配置を希望する場合は、部活動顧問会と学校長の承認を得て、町教育委員会へ申請し、町教育委員会が設置の可否を決定し、教育長が任命を行う。

南風原町立中学校部活動指導員配置規則

（趣旨）

第1条 この規則は、南風原町立中学校の部活動の活性化及び適正化並びに教職員の負担軽減を図ることを目的に、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第78条の2に規定する部活動指導員（以下「指導員」という。）の配置について必要な事項を定める。

（任命）

第2条 指導員は、次の各号の要件を全て満たす者で、教育長が任命する。

（1）学校教育に理解があり、生徒に適切な指導ができる者

（2）教育現場にふさわしい人格と意識をもっている者

（3）競技等における専門的指導ができる者

① 学校長は、指導員を配置したいときは、南風原町部活動指導員任命申請書（様式第1号）及び南風原町部活動指導員申請書（様式第2号）を教育長に提出しなければならない。

② 教育長は、前項により提出された書類を審査し、任命の可否を速やかに決定し、南風原町部活動指導員任命決定（否決）通知書（様式第3号）により学校長及び指導員に通知しなければならない。

（任命期間）

第3条 指導員の任期は、任命の日から同日の属する年度の3月31日までとする。ただし、再任することを妨げない。

前項ただし書の場合においても、年度ごとに、前条の手続を行わなければならない。

（指導時間等）

第4条 指導員の指導時間等は、週5日以内かつ月44時間以内とし、次の各号に掲げる時間を目安として指導を行うものとする。

（1）月曜日から金曜日（以下「平日」という。）の指導は、週4日以内とする。

（2）土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）の指導は、週1日以内とする。ただし、週末に大会参加等がある場合に限り直近の平日に休養日を振り替えることで指導することができる。

（3）指導時間は、南風原町立学校管理規則（平成13年南風原町教育委員会規則第1号）第3条第1項に規定する休業日は3時間以内とし、それ以外の平日は2時間以内とする。

練習試合や大会等の引率の場合で、前項各号の指導時間を超過する場合であっても月44時間を超えて指導することはできない。

（職務）

第5条 指導員は、学校の教育計画に基づき、学校長の監督を受け、次に掲げる職務を行うことができる。

- (1) 実技指導
 - (2) 安全・障がい予防に関する知識や技能の指導
 - (3) 学校外での活動（大会・練習試合等）の引率及び監督
 - (4) 部活動の管理運営（会計管理等を含む。）
 - (5) 保護者等への連絡
 - (6) 指導計画の作成
 - (7) 生徒指導に係る対応
 - (8) 事故が発生した場合の現場対応
 - (9) 用具・施設の点検及び管理
 - (10) その他学校長が部活動の指導に必要と認める業務
- （実績報告）

第6条指導員は、月単位で、南風原町部活動指導員指導実績報告書（様式第4号）

（以下「報告書」という。）を作成し、指導を行った月の翌月5日までに、学校長に報告しなければならない。

2 学校長は、報告書の内容を確認し、指導を行った月の翌月10日までに、教育長に報告しなければならない。

（謝金）

第7条教育長は、前条の報告書の内容を審査し、指導員に対し予算の範囲内で速やかに、謝金を支給するものとする。

2 謝金の額は、1時間につき900円とする。

（派遣に関する旅費等）

第8条指導員が、南風原町県外等派遣に関する助成金交付要綱（平成25年南風原町教育委員会要綱第3号）の適用を受ける大会へ参加する場合は、同要綱に基づき助成金を支給する。

（研修等）

第9条学校長は、指導員の決定を受けたときは、速やかにその者に研修を行わなければならない。

2 学校長は、指導員に次に掲げる事項について、毎年研修を受けさせなければならない。

- (1) 部活動指導員制度の概要に関すること。
- (2) 部活動の教育的意義と位置づけに関すること。
- (3) 服務に関すること。
- (4) 生徒指導に関すること。
- (5) 安全・障がい予防に関すること。
- (6) 学校及び各部活動の目標や方針に関すること。
- (7) その他学校長が必要と認めること。

3 指導員は、第5条に規定する職務に関すること及びその他必要な事項について、部活動を担当する教職員と常に情報共有を行わなければならない。

（保険）

第10条指導員は、活動中の傷害・賠償事故等に対応するために、財団法人スポーツ安全協会のスポーツ安全保険（以下「安全保険」という。）に加入しなければならない。

2 教育長は、第2条第3項の規定により指導員を決定したときは、速やかに安全保険の加入手続を行う。

（服務）

第11条指導員は、職務を遂行するにあたり、当該学校長の職務上の命令に従わなければならない。

2 指導員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

3 学校長は、指導員が次の各号のいずれかに該当する場合には、教育長に報告しなければならない。

- (1) 勤務成績が良好でない場合
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、また、これに耐えられない場合
- (3) その職に適格性を欠く場合
- (4) 学校長が特に必要と認める場合

（解職等）

第12条学校長は、指導員が自己の都合で辞職を希望する場合は次の書類を教育長へ提出しなければならない。

- (1) 南風原町部活動指導員辞職願（様式第5号）
- (2) 南風原町部活動指導員解職願（辞職）（様式第6号）

2 学校長は、指導員が前条第3項に該当し、指導員の解職が必要と認める場合は、南風原町部活動指導員解

職願（服務違反）（様式第7号）を教育長へ提出するものとする。

3 教育長は、前二項により提出された書類を審査し、解職の可否を速やかに決定し、南風原町部活動指導員解職決定（否決）通知書（様式第8号）により学校長及び指導員に通知しなければならない。

（補則）

第13条 この規則に定めるもののほか、指導員に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

※ 指導員の実績報告については各顧問が指導を行った翌月5日までにデータを作成し、学校長へ報告すること。共有(N:) → 01校務分掌別 → 31部活動 → 00部活動指導員 → 勤務実施報告書